

令和8年熊本地震に伴う建築物の応急危険度判定について

個人住宅等の被害調査のため応急危険度判定士による建物判定を実施します。

○応急危険度判定とは

地震により被災した建築物を調査し、その後発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒等による2次被害を防止するため、危険性を判定します。判定結果は以下の色で表示されます。

●**緑色**・・・使用可能

●**黄色**・・・要注意（立ち入りには十分注意が必要）

●**赤色**・・・危険（建物への立ち入り禁止）

○調査対象地区

上島地区の一部・井寺地区の一部・西村地区

○調査開始日

未定（応急危険度判定士の手配ができ次第実施します。）

○応急危険度判定の申込

調査対象地区以外の方で、建築物の応急危険度判定を希望される方は、嘉島町役場建設課（096-237-2619）にご連絡ください。

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

この判定は余震などによる人命に関わる二次災害を防止するための

応急的なものであり、**罹災証明を発行するための調査ではありません。**

申請期限：R8年8月6日(木) 午後5時まで

嘉島町 建設課 管理係
電話：096-237-2619（直通）
Fax：096-237-2359